

平成 28 年 4 月  
貸付分から

## 貸付けの取扱いを変更します

### ○差額貸付の取扱いの廃止（普通貸付・住宅貸付・修学貸付）

変更前

「差額貸付」とは・・・

既に貸付（普通・住宅・修学）を受けている方が、さらに同じ種類の貸付を希望する場合に、1 つの借入れとなるように、未償還残高と新しい借入れ希望額とを合算して新規貸付として申込み、未償還残高を差し引いた残りを借受人に交付する取扱い



変更後

その都度、必要な額を新規貸付として申込み、その額を交付

～平成 28 年 4 月以降の毎月の償還額の考え方～

例)平成 26 年 1 月に車購入費用として普通貸付を 160 万円借入れた方が、平成 28 年 4 月にテレビ購入費用として普通貸付を 20 万円申込み場合

平成 26 年 1 月貸付(160 万円)の毎月償還額 16,406 円  
平成 28 年 4 月貸付(20 万円)の毎月償還額 4,230 円

毎月の償還額は、  
2 つを合算した  
20,636 円となります

※ 変更前の差額貸付の場合:借入合計額 180 万円の毎月償還額 17,748 円

### ○修学貸付

#### 貸付限度額・貸付け時期の変更について

変更前

4～6 月(4 月末・5 月末・6 月末貸付)に、修業 1 年につき 120 万円を交付

\*借入れは年 1 回限り

(修業年限を限度として、進級の都度 120 万円で借増しができ、最高 720 万円)



変更後

貸付金額は、下表に示す貸付け申込月時点での限度額(月の限度額 15 万円×貸付け時点の年度の残月数)の範囲内で交付(最低額 5 万円から 5 万円単位)

(差額貸付の取扱いの廃止により、申込み毎の管理となります)

| 申込月<br>(月末交付) | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| 限度額(万円)       | 165 | 150 | 135 | 120 | 105 | 90  | 75   | 60   | 45   | 30  | 15  | 180 |

\*借入れは毎月申込み可能となり、同一年度内に複数回の借入れも可能となります。

～複数回申込みときの限度額の考え方～

例)4 月貸付け分として、まず 100 万円を申込み、9 月に再度、借入れを申込み場合

9 月末時点の限度額  
90 万円(15 万円×6 月)

かつ

最初の申込月時点の限度額  
4 月:165 万円(15 万円×11 月)のうち  
残りの借入れ可能額 65 万円

⇒

9 月に申込み際の  
申込限度額は 65 万円

## 在学中の据置について

変更前

全ての修学貸付について、修学期間中は、元金の償還を据え置き、利息のみを償還



変更後

借受人からの申出により、修学期間中であっても元金を含めた償還を開始することが可能

※ 特に申出がない場合は、修学期間中は据置き

※ H28.4 以前に借受け、修学期間中により据置きとなっている貸付けについても、申出により元金を含めた償還を開始することが可能

○ 据え置かず償還の開始を希望される方は、所属所の共済組合事務担当者を経由して、共済組合までご連絡をお願いします。

進学シーズンを迎え、入学貸付・修学貸付の借入をご検討されている方は、新着情報に「入学貸付・修学貸付のご案内」として詳細を掲載しておりますので、合わせてご覧ください。

## ○災害貸付

### 元金の償還猶予の取扱いについて

変更前

償還期間内 1 年

※ 償還期間を削って据え置くため、猶予期間終了後の 1 回当たりの償還額は上がります。



変更後

償還期間外 1 年

※ 償還額に変更なく、償還開始を遅らせることができます。

### 災害再貸付について

変更前

既に借受けている住宅貸付または災害住宅貸付の未償還残高を一時に償還したうえで  
災害再貸付を行う



変更後

既に借受けている住宅貸付または災害住宅貸付の未償還残高の一時償還は要しない